

「えひめ愛着倶楽部」及び「えひめ暮らし応援隊」実施要領

愛媛ふるさと暮らし応援センター

(趣旨)

第1条 この要領は、官民一体で愛媛県への移住および定住を推進するために、愛媛県への移住希望者、移住者及び愛媛県の移住事業に賛同し、協力いただける方を「えひめ愛着倶楽部」(以下「倶楽部」という。)として登録するとともに、倶楽部登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「えひめ暮らし応援隊」(以下「応援隊」という。)として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(倶楽部の登録要件について)

第2条 倶楽部の登録者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 登録申請時に愛媛県外に居住し、愛媛県に興味を持ち、将来的に愛媛県への移住を考えている方。
- (2) 登録申請時に愛媛県に県外から移住してから概ね3年以内の方。
- (3) 愛媛県の移住事業に賛同し、協力いただき愛媛県に愛着を持っている県内在住者及び県外在住の愛媛県出身者。

(倶楽部の会員登録手続き)

第3条 倶楽部の登録を希望する者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 愛媛ふるさと暮らし応援センター(以下「センター」という。)に、倶楽部登録申込書(以下「申込書」という。)(様式第1号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出
- (2) 愛媛県主催の移住フェアなどで申込書を提出

2 センターは申請内容を確認し、倶楽部会員として登録するとともに、倶楽部登録会員証(以下「会員証」という。)を交付する。

(会員証の有効期間)

第4条 会員証の有効期限は、令和5年3月31日とする。

(個人情報の取扱いについて)

第5条 申込書に記入のあった個人情報は、センターが適切に管理することとし、センター及び愛媛県が実施する移住・定住の推進に関する事業のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

2 登録希望者の同意を得て、県内市町が実施する移住・定住の推進に関する事業のため、必要な範囲で情報提供することができるものとする。

(応援隊に関する基本的な考え方)

第6条 応援隊は、第1条の趣旨に賛同し、倶楽部登録者に特典サービス等を提供するものとする。

2 この要領における特典サービス等とは、倶楽部登録者が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(応援隊の登録)

第7条 応援隊の認定を希望する店舗及び施設等は、応援隊登録申込書(様式第2号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法によりセンターに提出するものとする。

2 センターは内容を審査し、適当と認める場合は応援隊として登録する。

(特典サービス等の提供)

第8条 倶楽部登録者は、応援隊から特典サービス等の提供を受ける際に会員証を提示しなければならない。また、応援隊は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するにあたり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(応援隊の名称及び特典サービス等の公表)

第9条 センターは、応援隊の名称及び特典サービス等について、「e移住ネット」ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 センターは、応援隊が事業を廃止したとき、その他、応援隊としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取消すことができる。

(特典サービス等の提供の停止・変更)

第11条 応援隊は、倶楽部登録者に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援隊はセンターにその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月27日から施行する

附 則

この要領の変更は、令和2年4月1日から施行する